

滋賀県立

聴覚障害者センター

-70号-

発行日／平成25年7月10日
発行所／草津市大路2丁目11-33

TEL 077-561-6111
077-561-6133
HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>



障害者差別解消法！

政府が策定する基本方針

（ガイドライン）に障害者の意見の反映を！

政府は4月26日、「障害を理由とする差別の解消に関する法律案」

（障害者差別解消法案）を閣議決定し、開会中の国会に提出しました。同案では、法の施行は平成28年4月1日とされています。

障害者政策委員会に設置された差別禁止部会が「法制の制定について部会の意見」をとりまとめ、内閣府がパブリックコメントを行った結果が3月14日に公表されました。

差別禁止部会がまとめた意見と、国会提出法案との大きな違いは3点あります。

- ① 差別の定義がない
- ② 合理的配慮の提供義務が行政等機関に限られ、民間事業者は努力義務と規定されている
- ③ 紛争解決の手段は相談が主で調停等が想定されていない等です。

内閣府の大臣官房審議官は、何が差別であるかはガイドラインで例示すること、ガイドラインの策定にあたっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講ずること、また具体例として「障害者支援施設の認可に際して住民の同意を求める」というような動きが出てきています。

一方、障害者政策委員会は12月17日に『新「障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見』をまとめているのに、新たな障害者基本計画は未だ閣議決定すらみえていません。

最近、ようやく政策委員会が再開です。

こともない」というような内容を盛り込むだろうと述べています。

救済機関として「障害者差別禁止解消支援地域協議会」を組織することができますが、聴覚障害者を盛り込められるか今後の課題です。

差別事例を放置したり、看過せずにその解消を求める考えも大事なことです。成立を機に何が差別に当たるのかを広く知つてもらえると、民間事業者の意識も高まるのではないか」と期待しています。

同法案が6月19日、参議院本会議で全会一致で可決成立しました。

政府は「これから策定するガイド

インなどを通じてどういうものが差別にあるのかを明らかにしたい」「紛争解決については既存の組織を活用するが、体制整備の充実を図つていきたい」「民間は努力義務としているが、問題があれば、主務大臣が様々な措置を講じることができ、単なる努力とは性質が違う」など答弁を明らかにしています。

当センターが開所して十数年が経過しますが、これまで難聴の方や手帳に該当しない軽度の方はどこの当事者団体にも加入されていない方が多く、こちらからの情報が届きにくいことが課題となつておりました。

そこで、最近はきこえに関するパンフレットの作成・普及や県広報番組での周知などに力を入れてきました。その後、このような問い合わせの増加につながつたものと考えられます。

今後もきこえに関するさまざまな情報・支援ができる県内唯一の専門施設として、多くの方にご利用いただけるよう取り組んでまいりたいと思いま

“きこえ”についての
問い合わせ 増える!
～前年の3倍に～

『盲ろう者』を知ろう

「盲ろう者の体験談に参加者、感動！」
「出前講座に26人集う」



自己紹介の風景
4人、女性
認し伝えます。そして、

当センターでは、盲ろう者（聴覚と視覚の両方に障害のあるかた）を広く知つていただくため、今年度より「盲ろう者出前講座」を開催し、手話サークルや地域のグループから出前の注文があれば「盲ろう者の学習」をお届けしています。

6月15日（土）は出前第1号、長浜市社会福祉協議会にて開催の「盲ろうサロンくればす」に出かけました。手話サークルの方、ろうあ者、盲ろう者、家族、知人、盲ろう者の通訳・介助者、手話通訳者など26名の方が集まりました。



触手話で交流

まず、盲ろう者に、今の天気、部屋の広さ、男性がいうように、会場の状況を伝えました。参加者からは、盲ろう者を支援したい、感動しましたなどの声をいただき、交流は深まっていきました。

2013年4月より施行された、障害者総合支援法の意思疎通支援事業では、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が県の必須事業となりました。これを見つかりに、盲ろう者・通訳介助者が増えることを期待しています。

この日は3人の盲ろう者が、苦労して点字を覚えたこと、家族と旅行に行つた喜び、見えない聞こえない事への不安などを話してくださいり、会場は皆、真剣に聞き入りました。自己紹介の場面では、各々が代わるがわる盲ろう者の手をとり、触手話や手のひら書き、指文字で自分の事を伝えました。参加者からは、盲ろう者を支援したい、感動しましたなどの声をいただき、交流は深まっていきました。

聴覚に障害のある人たちは、地域の人たちとの関わりがなかなか難しく、気軽におしゃべりできる場所や情報交換できる場が多くありません。その中で、地域の人との情報の差もどんどん離れて、社会からの孤立する状況になります。そうならないために、いきいきサロンでみんなが通じ合う手話、身振り、表情などでおしゃべりしながら情報を豊かになる。そして、地域の中での家族の中で孤立のない豊かな社会になるということを願つて、今後も毎月第一月曜日、当センターでいきいきサロン開催します。

みんなで集い、おしゃべりすることで情報を豊かになる。そして、地域の中での家族の中で孤立のない豊かな社会になるということを願つて、今後も毎月第一月曜日、当センターでいきいきサロン開催します。



エコたわし作りは楽しい



おしゃべりしながら交流

10倍の価格の補聴器が10倍聞こえるわけではない! 「きこえの福祉講座（能登川会場）を開催！」

6月15日（土）蒸し暑い梅雨という天候のなか、聴こえの福祉講座を開催しました。毎月聴覚障害者センター（草津市）で「きこえの相談」（個別相談）を実施していますが、遠方の方々への利便性を考慮し、年2回、出張公開講座および聴力検査・相談を実施しています。そのうちの1回がこの福祉講座で、この日は6名の参加がありました。

難聴に関する知識や情報を得たくて当センターに問合せをされた方、聴力低下を自覚して市の福祉課のチラシを見て、センターのホームページ、ブログを見て参加された方などです。

始めに、その場での情報入手の方法（磁気誘導ループや要約筆記）の説明のあと、講師から、なぜ聞こえにくいのか、共通して起こる難聴の聞こえ方、10倍の価格の補聴器が10倍聞こえるわけではないという説得力のある話は実際にわかりやすく、励まされる思いがしました。また、その場で発言内容を理解する要約筆記について利用法、利用条件などを話しました。

最後に、聴力検査・相談を受ける方

や日常の問題を同障の助言者に相談していましたが、参加者がそれぞれに求めたい知識や情報を持ち帰っていただけたこと、センターとのつながりを持っていただけたことが、主催者としてもとてもうれしく感じた福祉講座となりました。



難聴に関する知識を深める参加者

新しいビデオが入りました

平成25年度 新作ビデオリスト(2013年6月)

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ○災害SOS～知ってほしい！聴覚障害のこと～ | ○世界ろう者選手権大会inJAPAN |
| ○Access！聴覚障害学生支援
①「学び」を支える大学づくり
②小さな「気づき」で変わる授業・変わる大学
③君から広がる支援の輪
④踏み出そう！社会への「道」 | 2012 世界ろう卓球選手権大会
2012 世界デフゴルフ選手権 |
| ○手話の魅力～山岸信治氏の手話語り～ | ○きょうの健康
耳が聞こえにくいと感じたら【DVD・VHS】 |
| ○ハートをつなごう
NHK 障害福祉賞(1)私の家族
きょうだい～障害のある人の兄弟姉妹～(1)抱えてきた生きづらさ
きょうだい～障害のある人の兄弟姉妹～(2)“自分を生きる”ために | ○破戒 【DVD・VHS】 |
| ○福祉ネットワーク この人と福祉を語ろう デザインで描く生きる希望～建築家 伊東豊雄さん | ○成年後見物語 【DVD・VHS】 |
| ○課外授業 ようこそ先輩 今こそ大切“笑いの力”サンドウイッチマン | ○手話かみしばい くつやとこびと／シンデレラ |
| ○もしあなたが消費者トラブルにあつたら… | ○ダーウィンが来た！生きもの新伝説 |
| ○熊本県聴覚障害者情報提供センター20周年特集号 | 壮絶1200頭！カバ大集合 |
| ○手話タイム・プラスワン
平成24年(2012年)4月28日放送分～平成25年(2013年)3月23日放送分 | 目撃！タカ対スズメバチ |
| ○聴導犬はやわかりDVD Part2 ユーザー編 | ○特報フロンティア 炭坑が世界の記憶になった～山本作兵衛の記録画～ |
| 【ビデオライブラリーのご利用時間】 | ○アスリートの魂 私はもっと速くなる 車いすマラソン 土田和歌子 |
| 滋賀県立聴覚障害者センター
湖北健康福祉事務所(長浜保健所) | ○プロフェッショナル 仕事の流儀 闘う介護、悟る現場 介護福祉士 和田行男 |
| | ○愛媛の手話語り 16 中予編⑥ |
| | ○電話の依頼～迷い子～ |
| | ○滋賀県立視覚障害者センター パンフレット |

月～土 9:30～19:00 但し、水・木 9:30～18:00
月～金 10:00～17:00

養成講座の今

(要約筆記)

要約筆記差養成講座(後期)【手書き】は、4月16日(火)より9名の講座生で開講しています。(前期は24年9月~12月)

後期は聴覚障害者運動、社会福祉事業の知識、コミュニケーション論、情報保障論などの講義が続き、幅広い角度から知識を深めています。受講生からは、養成講座を通じ今まで知り得なかつた世界が広がり、自己の課題が見えてくるとの感想が聞かれています。

また、講師には、聴覚障害者運動に関わってこられた方が担当してくださり、各分野のエキスパートとしての熱が伝わる講義をされています。

伝達実践技術実習では、説明のルールを学び、物語の基本構造、パラグラフの構造から実際に文章を分析してみました。意図の明確化、伝達の効率化、情報の共有化を図りその場の要約率を考えます。

6月からは実習が始まりました。後期では、チームでの書き方、動き方なども実際に要約筆記の作業を行いながら力をつけていきます。要約筆記は文字を書くことだけではなく、周囲の状況を判断しながら、協力して進めることができます。チームワークの深まってきた受講生のこれからへの頑張りが楽しみです。

(手話・手話通訳)

平成25年度のセンターで開催される手話講座は、基礎講座、手話通訳者養成講座、手話通訳士養成講座の3種類です。

《基礎講座》は「手話通訳者をめざす人のための」講座とし、修了後に通訳者養成講座に移行できるような日程を組んでいます。ここでは手話の基本文法を学びます。

昨年度は30名を超える講座生が集まりましたが今年度17名でスタートです。

《手話通訳者養成講座》は、平成18年度から昼コースと夜コースを並行させています。

この講座は、1年2か月という長い期間で学びます。この長さゆえに、本人の気持ちとは関係なく、家庭の都合などで途中であきらめなくてはならない受講生も出てきます。

それでも日中は仕事があって講座をあきらめていた人も、夜コースを設けたことにより通訳者を目指して学習を続けることができるようになりました。

今では、夜コースで学んだ人も手話通訳者としてたくさん活躍されています。

《手話通訳士養成講座》は現在、通訳者として活動されている人たちを中心に、聞き取り通訳、読み取り通訳の実践的な学習をしています。

10月初旬に行われる手話通訳士の試験を受けることが受講の条件になっています。

どの講座も、実技だけでなく聴覚障害に関する知識や理解を深めながらレベルアップをめざして頑張っています。



タツノオトシゴ

「シャクナゲを見に行こう」と誘われ、5月の連休に日野町へ出かけました。日野町の鎌掛谷(かいがけだに)ホンシャクナゲ群落は人気スポットで、お弁当とお茶を片手に早朝から出発、車で仲間の待つ日野町役場へ向かいました。ご存知のとおり、滋賀県の花はシャクナゲです。ちなみに、県の木はもみじ、県の鳥はかいつぶりです。

日野町に入ると、はっぴ姿の若者らや交通案内の係員とそこらぞらで出会います。なんと、今日は日野祭りです。シャクナゲより先に祭りを堪能しようと、馬見岡縄向神社へレッツゴー。神社までの家々は、祭りのための部屋や窓が昔から備えられ、観光客も出迎えてくれます。お囃子を聞きながら神社に着くと、各町内から集まった曳山が境内にずらり、圧巻です。きれいで着飾った小さな男の子が、大勢の大人に囲まれて、町を練り歩きます。あまりに夢中になって、昼近くまで境内を巡り、昼過ぎにやっとシャクナゲの山へ向かいました。

滋賀の見どころもまだまだあるなあ、次は秋祭りを探して行ってみようか。

(Y・T)